

# ビッグ相手豆知識

回答者◆鈴木 誠  
(公認会計士)

日本におけるSPC連結の相違点  
新聞紙上で最近よくみかける「SPC」とはなんですか。また、SPCを用いることで何が可能となるのでしょうか。そして、現行の米国および日本の会計基準はこのSPCを連結するか否かについてどのように規定し、今までに米国で議論されているその改正の方針性について教えてください。

SPCは「Special Purpose Company」の略で、特別目的会社と訳されます。このSPCは資産の原保有者(譲渡人またはオリジネーター)から原資産を譲り受け、資産の買取りや資金調達のために証券を発行したり、譲受け資産に関する信用補完を行うこと等の特別の目的のために作られた会社のことをいいます。なお、同様の目的の組織を会社ではなく、組合(パートナーシップ)、信託で組成した場合には、SPF(Special Purpose Entity)と呼ばれます。

SPC(SPE)を含む。以下  
省略)が可能にするもの  
SPCの特徴は、次のとおりです。  
 ① 非連結の事業体であること(オフバランス化)  
 ② 借入融資されていること(原資産の運用力に依拠した資金調達を可能にする)  
 ③ 税透明度があること(非課税であれば、流動化商品の利回りが向上する)  
 具体的には、①のオフバランス化

SPCの連結の範囲については、  
① 譲渡人から即ちに独立している。  
 ② SPCの行う業務が著しく制限され、法的文書によって完全に特定されている。  
 ③ SPCが保有する資産は、单一シングル事業固有の業務上の判断しが必要とされる金融資産(一時的に保有する金融資産も含む)である。  
 ④ SPCが現金以外の金融資産を第三者に売却・処分するケースを法的文書によって特定する等により、自動的に対応する場合に限定してある。

「相談室」では、読者の皆様からのご質問を募集しております。  
経理・税務・法務・経営の分野で、日常の業務上、疑問に思われるなどを、送付して下さい。電子メール「経理情報部長宛」にお寄せ下さい。お問い合わせは、原則として現地へ伺うことは御免で下さい。改修の回答はできません。お急ぎにより紙上回答にいたしますが、住所・職業・会社名はお書き下さい。  
TEL FAX:03-5511-1111(受付時間:平日11時~14時)  
E-Mail Address: seirinpuhou@chikoku-kaiji.co.jp

その他のSPCを連結するか否かを規定するものは、公開企業においてSPCの連結上の開示ガイドラインである緊急問題研究会報告以下、「E-I-T-P」D-14とリース取引において用いられるSPCを対象とするE-I-T-P 90-15があります。このE-I-T-P 90-15のQ&A3にいわゆる三%ルールが記述されています。すなわち、純資産の三%以上の持分を実質的にリスクを負担する外部投資家に保有してもらえばリース物件の貸手は当該SPCを連結なくしてもよ」とするものです。

実務的には、このリース取引に用いられる三%ルールが、リース以外のその他SPCにも適用されています。

- ① 通常な額度で資産(又は資産が特設投资基金)が譲り受けられていません。米国では前述のとおり金融資産に限定)を譲受けたこと)
- ② 諸要けた資産から生じる収益を当該SPCが発行する証券の所有者に譲り受けさせることを目的として設立されていること
- ③ 当該SPCの事業が前記目的にしたがって適切に運行されていること

その他のSPCについては、通常の子会社、関連会社と同様に実質支配権に基づき判定する)となります(日本公認会計士協会監査委員会報告第60号4.(1))。

このように、日本にはその他SPCに関する詳細な規定がない、実務的には、連結すべきか否かの判断は米国基準を参考にしています。

## 米国における改正の方針

米財務会計基準審議会(FASB)は、二〇〇二年六月二八日付で公開案を公表しました。それによると、上述の三%ルールの数値基準を10%と緩和すると同時に、この数字が一人歩きしないよう経済的実態で判断する余地も残しています。